(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活に伴い家庭から排出される大型ごみを、自らご み集積所まで排出することが困難である世帯に対し、戸別に大型ごみを収集 する事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者であっ て、同法第21条に規定する障害支援区分の認定を受け、障害福祉サービ スの居宅介護、重度訪問介護又は同行援護のいずれかを利用している者を いう。
 - (2) 要介護認定者 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1 項に規定する要介護認定を受けている者をいう。
 - (3) 要支援認定者 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。
 - (4) 事業対象者 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第 140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当す る第1号被保険者をいう。

(対象世帯)

- 第3条 事業を利用することができる世帯は、次の各号のいずれかに該当する もののうち、自らごみ集積所まで排出することが困難であり、かつ、親族、 近隣住民の協力を得ることが困難であると認められる世帯とする。
 - (1) ひとり暮らしの75歳以上の者又は75歳以上の者のみで構成される 世帯
 - (2) ひとり暮らしの障がい者又は障がい者のみで構成される世帯
 - (3) ひとり暮らしの要介護認定者、ひとり暮らしの要支援認定者若しくは

ひとり暮らしの事業対象者又は要介護認定者、要支援認定者若しくは事業 対象者のみで構成される世帯

- (4) 75歳以上の者、障がい者、要介護認定者、要支援認定者又は事業対象者で構成される世帯
- (5) 前4号に規定する世帯に準ずる世帯として、市長が特に必要と認めた 世帯

(収集するごみ)

第4条 収集するごみは、中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 53年中津川市条例第8号)別表の規定により大型ごみシールを貼り付けて 排出する大型ごみとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、中津川市 高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業利用申請書(様式第1号。以下「申請書」 という。)に必要な添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、 利用の可否を決定する。
- 2 市長は、事業を実施することを決定したときは、中津川市高齢者等大型ご み戸別収集支援事業利用承認通知書(様式第2号)により、事業を実施しな いことを決定したときは、中津川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業利用 不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条の規定による利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。) は、第5条の規定による提出した申請書の内容に変更があったときは、中津 川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業利用変更届出書(様式第4号)によ り市長に届け出なければならない。

(収集の中止)

- 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に係る事業を中止することができる。
 - (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

- (2) この要綱の規定に反して事業を利用したとき。
- (3) 前2号のほか、事業を利用させることが適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により事業を中止するときは、中津川市高齢者等大型 ごみ戸別収集支援事業中止決定通知書(様式第5号)により、利用者に通知 するものとする。

(収集するごみの排出方法等)

第9条 利用者は、あらかじめ大型ごみの申込みを行い、当該申込みに係る大型ごみに大型ごみシールを貼付したうえで、決められた敷地内の場所に排出するものとする。

(収集日)

第10条 ごみを収集する日は、市長が定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。